

岩手県青果物等出荷規格設定要領

制 定 令和3年3月24日 岩青協第8号
一部改正 令和4年3月9日 岩青協第15号
一部改正 令和4年3月22日 岩青協第17号
一部改正 令和5年3月24日 岩青協第24号

(目的)

第1 この要領は、青果物等の出荷規格を標準化し、取引の円滑化及び販路開拓に資するとともに、その商品価値の向上を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めによるところによる。

- (1) 「青果物等」とは、県内で生産された野菜、菌茸及び花き（県外で生産されたものであって、本県から出荷されているものを含む）で別記に掲げるものをいう。
- (2) 「出荷規格」とは、出荷する青果物等の品質、等級、形量及び容器等についての基準をいう。

(出荷規格の内容)

第3 第2の(2)に規定する出荷規格の内容は、岩手県青果物等出荷規格集に定める。

(出荷規格の設定、改廃)

第4 会長は、出荷規格の設定、改正及び廃止にあたっては、あらかじめ各委員の意見を聴し、協議・決定するものとする。

(出荷規格の遵守)

第5 青果物等を出荷しようとする者は、出荷規格により出荷するように努めなければならない。

(補則)

第6 この要領に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年3月9日から施行する。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

別記

きゅうり (5 kgコンテナDB)	生しいたけ (パック詰め)
きゅうり (個袋詰め)	生しいたけ (バラ詰め)
きゅうり (定数三段詰め)	りんどう
トマト	きく
ミニトマト	新てっぽうゆり
なす	ゆり (オリエント系・スカシ系)
ピーマン	グラジオラス
ズッキーニ	1年生スターチス (シヌアータ)
かぼちゃ	宿根性スターチス (ハイブリット系)
いちご (女峰)	小ぎく
いちご (女峰を除く)	トルコギキョウ
すいか	スプレーギク
にんじん (短根)	アリウム
だいこん (青首系統)	カンパニュラ
ばれいしょ	パンジー苗
ながいも	
さといも	
たまねぎ	
ごぼう	
にんにく	
キャベツ (春系)	
はくさい (15 kg DB)	
はくさい (10 kg DB)	
ほうれんそう (雨よけ、露地)	
ねぎ (一本長ねぎ)	
しゅんぎく	
にら	
レタス	
サニーレタス	
ロメインレタス	
グリーンアスパラガス	
ブロッコリー	
さやいんげん	
さやえんどう	
えだまめ	
とうもろこし	